

# 公の施設の点検結果票

点検実施 令和6年11月

## 1 施設の概要

① 施設名称	百間川緑地		
② 施設種別	基盤施設 [小分類] 公園		
③ 担当課名	庭園都市推進課		
④ 開設年月日	昭和63年3月31日		
⑤ 所在地	岡山市中区竹田～中区沖元地先		
⑥ 施設規模	敷地面積(㎡)	918,118㎡	
	構造/延床面積(㎡)	—	
	建設費(単位:千円)	—	
	施設内容	軟式野球場、ソフトボール場、サッカー・ラグビー場、サッカー場、テニスコート、ゲートボール場、ランニングコース、管理事務所、多目的広場、遊具広場、バスケットコート、遊具、仮設便所	

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 都市公園法第2条
② 設置条例	[条例名] 岡山市公園条例
③ 条例に規定された設置目的	主として自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	中区での緑化推進事業の拠点としての施設の活用、子供の遊び場や市民のスポーツ、レクリエーションの場としての良好な施設管理や利便性の向上
⑤ 設置目的等の達成状況	緑化の啓発活動等を通して、中区緑化推進サポート拠点としての役割を果たしている。

## 3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日を除く			
③ 開館時間	6:00～19:00			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和3年度	94,684人		
	令和4年度	136,829人		
	令和5年度	145,789人		
⑤ 主な利用者	市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	テニスコートメンテナンス工事(7,300千円)			

## 4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	152	1,456	152	587	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
	収入合計	152	1,456	152	587	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	78,045	78,045	78,045	78,045
		補助金等	0	0	0	0
		小計	78,045	78,045	78,045	78,045
	直接経費	維持管理費	7,300	5,278	107,608	40,062
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	7,300	5,278	107,608	40,062
	支出合計	85,345	83,323	185,653	118,107	
収支差額	-85,193	-81,867	-185,501	-117,520		

## 4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	7,599	8,097	8,114	7,937
	指定管理料	78,045	78,045	78,045	78,045
	補助金等	0	0	0	0
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)	0	0	0	0
	収入合計	85,644	86,142	86,159	85,982
支出	管理運営費	87,616	85,843	88,030	87,163
	事業費	0	0	0	0
	その他	1,205	1,097	1,436	1,246
	支出合計	88,821	86,940	89,466	88,409
収支差額	-3,177	-798	-3,307	-2,427	

## 5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	健康器具の座面の腐食や破損等

## 6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり  すべての利用者にとって安全安心に楽しめる空間であり、市民のスポーツ振興を図る上で必要。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	指定管理者  公益財団法人岡山市公園協会は、「岡山市内における都市公園等において良好な景観を維持し、市民が快適に利用できるよう運営することにより、公園等機能の増進と、公園文化の創造を維持するとともに都市緑化の普及啓発を行うことをもって、地域社会の健全な発展に寄与すること」を経営指針としており、ローコストでの緑化推進活動の実施・サービスの充実・これまで蓄積したノウハウの活用・安全安心な管理運営が期待できる。
③ 指定管理者とする場合の選定方法	非公募  本市の公園は、緑の基本計画に基づき、適切に管理運営、活用するとともに、緑化の推進を図る方針としている。その中で、管理運営業務については、樹木医や学芸員のような専門的知識を有する職員がいることで、公園を良好な状態で管理できるノウハウを有しているとともに、本市との人事交流などもあることから、本市施策と緊密に連携した管理運営が可能で、公園施策の一端を担っているといえる。 また、本緑地は河川区域内に位置することから、緑地内の設置物について国の指示のもと年1回の撤去訓練を実施する必要があるほか、増水時には本市や国と連絡を密にし、被害を未然に防ぐために計画的かつ迅速に設置物を撤去できる管理運営体制を構築するなど、安全安心な利用環境の確保が重要である。公園協会は、令和3年度に本市と「百間川の工作物流出における被害防止のための緊急業務に関する協定書」を締結し、緊急時の資機材や人員の確保等について定めた運用計画に基づき、指揮命令系統を確立している。 加えて、河川管理者との協議・調整に必要な迅速性、正確性、計画性を有し、災害時等に施設の利用休止などの迅速な判断・対応ができるように備えるとともに、六番川水の公園を撤去する設置物の一時仮置き場所としてあらかじめ指定しており、円滑な緊急対応を図ることとしている。 以上のことから、公園協会は本公園を、他の指定管理施設と一体不可分で緊密に連携して運営することで、安全安心かつ効率的に管理運営業務を遂行していくことが期待でき、ひいては、現在公園協会の指定管理する7公園が、市の拠点施設としての機能を果たし、市内全域の公園に適正な管理や市民の緑化意識の向上に良い影響を与えることができる。
非公募の場合	非公募とする理由
	根拠規定
	指定管理者の候補者名
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和8年4月1日～令和13年3月31日 (指定管理期間： 5年)